

防府市「市有地」及び「市有施設の屋根等」の貸付による太陽光発電事業者選定委員会設置要綱

平成26年1月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市「市有地」及び「市有施設の屋根等」の貸付による太陽光発電事業者選定委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 防府市「市有地」及び「市有施設の屋根等」の貸付による太陽光発電事業者について、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、防府市「市有地」及び「市有施設の屋根等」の貸付による太陽光発電事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業者の選定に関すること。
- (2) その他、選定にあたって必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部次長
- (3) 教育部次長
- (4) 生活環境部環境政策課長
- (5) 土木都市建設部建築課長

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、総務部次長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その

職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開催することができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、書類の持ち回りの方法により、議事の審議を求めることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、第3条に規定する事項に関する公表をもつて終了する。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。